

青森県報

第千九百五十五号

平成十三年十二月五日 (水曜日)

目次

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税務課) ……一
 - 新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(市町村課) ……一
 - 青森県民生委員の定数の一部改正……………(健康福祉政策課) ……二
 - 保安林の指定予定……………(林政課) ……四
 - 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……四
 - 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(経理課) ……五
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五
 - 建設業者の許可の取消し……………(青森土木事務所) ……五
- 出先機関**
- 土地改良区の役員の退任……………(上北地方農林水産事務所) ……六
 - 道路の位置の指定……………(十和田土木事務所) ……六
- 雑 報**
- 宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(建築住宅課) ……六

○平成十二年一月七日、同年三月二十四日及び平成十三年五月十八日定例告示中……………

(漁港漁場整備課) ……七

告 示

青森県告示第六百六十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木村守男

氏名又は名称 有限会社白銀石 油店	代表者の 氏名 横浜 林三	主たる事務所又は事業所の 所在地 八戸市大字白銀町字沢向一一の二	指定取消 年月日 平成三三・二・六
-------------------------	---------------------	--	-------------------------

青森県告示第六百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を青森市大字奥内字川合に編入する旨の届出があったので、同法第九

条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木 村 守 男

青森市大字奥内字川合四一三に隣接する公有水面埋立地 三一三・五〇平方メートル

青森県告示第六百六十八号

平成五年十二月八日青森県告示第八百四十二号（青森県民生委員の定数）の一部を次のように改正し、平成十三年十二月一日から施行する。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木 村 守 男

表を次のように改める。

市町村名	民生委員の定数
青森市	五九九人
弘前市	三六二人
八戸市	四九〇人
黒石市	九九人
五所川原市	一二二人
十和田市	一二六人
三沢市	九八人
むつ市	一〇四人

平内町	四七人
蟹田町	一七人
今別町	一九人
蓬田村	一一人
平館村	一一人
三厩村	一三人
鱒ヶ沢町	六〇人
木造町	六一人
深浦町	三三人
森田村	一七人
岩崎村	一三人
柏村	一四人
稲垣村	一七人
車力村	一九人
岩木町	三二人
相馬村	一六人
西目屋村	一一人
藤崎町	二三人

六戸町	十和田湖町	百石町	七戸町	野辺地町	小泊村	市浦村	鶴田町	中里町	金木町	板柳町	碓ヶ関村	田舎館村	常盤村	平賀町	浪岡町	尾上町	大鰐町
二八人	二三人	二三人	三四人	四四人	一五人	一五人	四五人	三七人	三八人	四六人	一四人	二六人	一八人	五五人	五四人	二六人	四〇人

南部町	名川町	田子町	五戸町	三戸町	脇野沢村	佐井村	風間浦村	東通村	大間町	大畑町	川内町	六ヶ所村	天間林村	下田町	東北町	上北町	横浜町
二〇人	二八人	二四人	四六人	四五人	一一人	一四人	一二人	二六人	一七人	二九人	二五人	三四人	二三人	三三人	二八人	二五人	二二人

階上町	三四人
福地村	二〇人
南郷村	二〇人
倉石村	二二人
新郷村	二二人
計	三、五五九人

青森県告示第六百六十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

- 三戸郡南郷村大字島守字内山四の二、四の三、四の六、四の八、一〇、一一、一四、一五、二八の七、二八の九、二八の一〇、二八の一一から二八の一五まで、字境ノ沢一、三の一、六

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内山四の二、四の三、四の六、四の八、一〇、一一、一四、一五、二八の七、二八の九、二八の一〇、二八の一一から二八の一五まで
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南郷村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十一年十月二十五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十三年十一月二十七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで青森市役所に備え置いて縦覧に供される。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目一の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

- 青森市長島一丁目一の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

- 1 位置

青森市大字飛鳥字塩越四九の四から四九の三四に至る地先公有水面

- 2 区域

次の①の地点から②の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 青森市大字飛鳥字塩越四九の三四地先の奥内漁港（飛鳥地区）原点から九八度三分二・〇五メートルの地点

②の地点 ①の地点から六七度五二分一四・三三メートルの地点

③の地点 ②の地点から三三七度四六分〇・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から六一度〇三分五・〇四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一五七度五二分一〇・一〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二四七度五二分〇・五一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一五七度五二分一七〇・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から六七度五二分〇・五一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一五七度五二分一〇・四五メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二四七度五二分五・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三三七度四六分〇・一〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二四七度五二分一〇四・七八メートルの地点

3 面積
二一、七八七・五九平方メートル

青森県告示第六百七十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市第二問屋町四丁目一の一の六

青森県計量協会

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

青森市大字八ッ役字芦谷二〇二の四

2 変更後の住所及び売りさばき場所

青森市第二問屋町四丁目一の一の六

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、平賀西部地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十二月六日から平成十四年一月九日まで

三 縦覧の場所

平賀町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社中村建設工業

二 代表者の氏名 佐藤勝明

三 主たる営業所の所在地 青森市奥野一丁目一八の七

四 許可番号 青森県知事許可（特一九）第四四七号

五 取消年月日 平成十三年十一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十三年十一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十二月五日

上北地方農林水産事務所長 工 藤 洋 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	木村松次郎	上北郡百石町二川目二丁目七七	平成三・二・三

十和田土木事務所告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月五日

十和田土木事務所長 原 田 邦 治

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市大字三沢字上久保 三一の四一四五	三一・三一メートル	六・一四メートル	平成 三・二・三

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

平成十三年十月二十一日実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

平成十三年十二月五日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 河 野 正 三

受 験 番 号	氏 名	受 験 番 号	氏 名
〇二〇一〇〇〇六	松 橋 純 子	〇二〇一〇一四六	高 橋 利 享
〇二〇一〇〇〇一	西 塚 弘 美	〇二〇一〇二七四	成 田 小 百 合
〇二〇一〇〇〇一三	水 野 勝 典	〇二〇一〇一九三	櫻 庭 弘 子
〇二〇一〇〇二五	渡 辺 巖	〇二〇一〇一九五	村 上 正 敏
〇二〇一〇〇三六	木 村 真 希	〇二〇一〇二一〇	佐 々 木 正 英
〇二〇一〇〇四五	栗 原 弘 之	〇二〇一〇二二三	花 松 由 香 子
〇二〇一〇〇四六	三 浦 早 智 子	〇二〇一〇二三五	工 藤 信 子
〇二〇一〇〇五一	安 田 勝 司	〇二〇一〇二三七	卷 藤 智 行
〇二〇一〇〇五二	中 居 美 智 子	〇二〇一〇二三九	福 原 清 子
〇二〇一〇〇五四	田 中 玲 子	〇二〇一〇二四〇	野 中 孝 則
〇二〇一〇〇五五	春 日 広 美	〇二〇一〇二四八	三 澤 宣 二
〇二〇一〇〇六七	久 保 満 子	〇二〇一〇二九一	白 取 孝 史
〇二〇一〇〇八四	村 越 厚 子	〇二〇一〇三〇九	池 田 昌 史
〇二〇一〇一一二	鈴 木 康 幸	〇二〇一〇三二二	田 村 昌 史
〇二〇一〇一一四	松 ヶ 崎 憲 治	〇二〇一〇三三二	堀 田 昌 史
〇二〇一〇一二七	山 崎 義 治	〇二〇一〇三五二	小 野 千 晴
〇二〇一〇一三六	秋 山 明 子	〇二〇一〇三五五	福 士 由 賀 子

平成三・三・三 第一六九九号																		
第三〇号																		
六									四									
下															上			
二	ら 後 ろ 二 か	ら 後 ろ 三 か	ら 後 ろ 四 か	ら 後 ろ 五 か	ら 後 ろ 六 か	ら 後 ろ 七 か	ら 後 ろ 八 か	ら 後 ろ 九 か	ら 後 ろ 十 か	一 八	一 七	一 六	一 四	一 二	一	ら 後 ろ 一 か	ら 後 ろ 二 か	ら 後 ろ 三 か
二五 四度一〇分	二 八 九 度 〇〇分	一 九 九 度 〇〇分	二 八 九 度 〇〇分	一 九 九 度 〇〇分	二 八 九 度 〇〇分	一 九 九 度 〇〇分	一 〇 九 度 〇〇分	二 五 〇 度 〇〇分	二 九 八 度 〇〇分	一 九 九 度 〇〇分	一 〇 九 度 〇〇分	二 五 四 度 一〇分	二 八 九 度 〇〇分	一 九 九 度 〇〇分	二 八 九 度 〇〇分	一 九 九 度 〇〇分	二 八 九 度 〇〇分	
七 四度一〇分	一 〇 九 度 〇〇分	一 九 度 〇〇分	一 〇 九 度 〇〇分	一 九 度 〇〇分	一 〇 九 度 〇〇分	一 九 度 〇〇分	二 八 九 度 〇〇分	七 〇 度 〇〇分	一 〇 九 度 〇〇分	一 九 度 〇〇分	二 八 九 度 〇〇分	七 四 度 一〇分	一 〇 九 度 〇〇分	一 九 度 〇〇分	一 〇 九 度 〇〇分	一 九 度 〇〇分	一 〇 九 度 〇〇分	

平成三・五・六 第一八七二号										
第三四八号										
二										
六	五	四	三	三	二	一	八	五	四	三
二八九度〇〇分	一九九度〇〇分	二八九度〇〇分	一九九度〇〇分	二八九度〇〇分	一九九度〇〇分	一〇九度〇〇分	二五〇度〇〇分	二九八度〇〇分	一九九度〇〇分	一〇九度〇〇分
一〇九度〇〇分	一九度〇〇分	一〇九度〇〇分	一九度〇〇分	一〇九度〇〇分	一九度〇〇分	二八九度〇〇分	七〇度〇〇分	一〇九度〇〇分	一九度〇〇分	二八九度〇〇分